明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○土地改良法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五三）　一
〔告　示〕
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件（文部科学六八）　三
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件に追加して家屋を定める件（同六九～八六）　六
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（同八七～九九）　一〇
○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件（厚生労働二六三）　一二
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（農林水産一三七一）　一三
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第七条第一項及び第二項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する件（国土交通七四一）　一三
○道路に関する件（北海道開発局一一三）　一七
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一九
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　二〇
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　二二
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　二四
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　二五
北海道開発局公示（北海道開発局）　二六
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い、建設業の許可の取消処分関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、生命保険契約者保護機構令和元年度決算、税理士登録者、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○農林水産省令第五十三号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第四十八条の四の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（土地改良換地士資格試験）	（土地改良換地士資格試験）
第四十三条の二の三　（略）	**第四十三条の二の三**　（略）
2　土地改良換地士資格試験は、農用地の集団化に関する事業に係る知識及び実務について行う。ただし、次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に定める試験を免除する。	2　土地改良換地士資格試験は、農用地の集団化に関する事業に係る知識及び実務について行う。ただし、農用地の集団化に関する事業に係る実務のうち換地処分に係るものに従事した期間がこれを通算して十年以上になる者に対しては、その申請により、農用地の集団化に関する事業に係る実務についての試験を免除する。
一　知識についての試験に合格した者　次回の土地改良換地士資格試験の知識についての試験	（新設）
二　農用地の集団化に関する事業に係る実務のうち換地処分に係るものに従事した期間が通算して十年以上になる者　実務についての試験	（新設）
3・4　（略）	3・4　（略）
第四十三条の二の五　（略）	**第四十三条の二の五**　（略）
2　第四十三条の二の三第二項ただし書の規定により試験の免除を申請しようとする者は、前項の受験願書にその旨を記載し、かつ、知識についての試験の免除を申請しようとする者にあつては前回の土地改良換地士資格試験の知識についての試験に合格したことを証する書類を、実務についての試験の免除を申請しようとする者にあつては実務経験証明書（別記様式第二号）をそれぞれ添付しなければならない。	2　第四十三条の二の三第二項ただし書の規定により試験の免除を申請しようとする者は、前項の受験願書に試験免除申請書（別記様式第二号）を添附しなければならない。
3　（略）	3　（略）